

# V 年表

## 1 環境年表

年	月	下関市環境審議会	月	下関市	月	国及び山口県
昭和 42					8	●公害対策基本法制定
43					6	●騒音規制法制定 ●大気汚染防止法制定
44			5	●保健所内に公害対策室設置（6名） ●「ホジットゲゾ」による降下ばいじん量測定開始	5	●騒音規制法規制地域指定
45	10 11	●下関市公害対策審議会条例制定 ●第1回全体会議開催 ●2社との公害防止協定（諮問）	2 3 9	●公害対策連絡協議会（庁内関係部長構成）設置 ●大気汚染測定自動記録装置導入（西山小） ●公害対策本部（庁内外関係機関等により構成）設置		
46	7	●4社との公害防止協定（諮問） ●西山港内がドミクム含有底質物除去について（諮問）	1 6 7 10	●ブリヂストン㈱下関工場等と公害防止協定締結 ●機構改革による保健所内に公害課設置（10名）また、衛生試験室新設（公害関係5名） ●公害モニタ-設置（32名でメートル、のち50名へ） ●大気汚染防止法政令市に指定	5 6 7 9	●環境庁設置法制定 ●悪臭防止法制定 ●特定工場における公害防止 ●組織の整備に関する法律制定 ●環境庁発足 ●中央公害対策審議会発足
47	3 4	●6社との公害防止協定（諮問） ●9社との公害防止協定（文書協定）（諮問）	10		3 6 7	●水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例制定 ●国連人間環境会議開催 ●木屋川環境基準の類型指定
48	7	●中国電力㈱下関発電所との公害防止協定（2号機増設）（諮問）	4	●機構改革により環境部新設	6 10	●環境週間設定 ●瀬戸内海環境保全臨時措置法制定
49	8	●8社との公害防止協定（諮問） ●公害防止計画（諮問）	4	●水質汚濁防止法政令市に指定（施行5月）	5	●下関地先海域環境基準の類型指定
50	8	●6社との公害防止協定（諮問）			3	●武久、綾羅木、友田川環境基準の類型指定
51	8	●3社との公害防止協定（諮問）	2 3	●下関宇部地域公害防止計画承認（第1次） ●豊浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定	2 6	●騒音の環境基準設定 ●振動規制法制定
52	8	●5社との公害防止協定（諮問）	6	●環境騒音調査実施	5	●振動規制法規制地域指定
54	11	●法改正に伴う協定見直し（諮問）				
55	8	●1社との公害防止協定（諮問）			7	●化学的酸素要求量に係る総量規制開始
56	8	●1社との公害防止協定見直し（諮問）	3 4	●下関宇部地域公害防止計画承認（第2次） ●三点比較式臭袋法による悪臭測定開始 ●騒音規制法・振動規制法規制地域指定（豊浦町）		
58	8	●1社との公害防止協定（諮問）	4	●環境騒音調査実施		
59			3 4	●大気汚染常時監視テレータシステム更新 ●酸性雨調査開始		
60	3	●1社との公害防止協定（諮問）				

—資料編 V 年表 —

年	月	下関市環境審議会	月	下関市	月	国及び山口県
60			4	●機構改革により公害調整課、公害規制課、公害試験室が公害対策課（管理係、指導係）、公害試験室に		
61			3	●アメニティタウン下関計画策定 ●下関宇部地域公害防止計画承認（第3次） ●水生生物調査開始（綾羅木川）		
62	2	●1社との公害防止協定（諮問）				
63			4 8	●環境騒音調査実施 ●公害モニター（50名から30名へ） ●第1回水辺の教室実施		
平成1	2	●公害防止協定の施行状況（報告）	4	●公害モニターから環境モニターへ改名		
2						
3	2	●1社との公害防止協定見直し（諮問）	3	●下関宇部地域公害防止計画承認（第4次）	7	●木屋川水系生活排水浄化対策協議会設立
	8	●協定に基づく事前協議概要（報告） ●協定工場視察				
4			1 4	●武久川環境美化推進協議会設立 ●機構改革により環境保全課、環境試験室に改名	6	●環境月間設定
	8		8	●第1回親子自然教室開催		
	10		10	●電気自動車導入		
	12	●協定工場状況（報告） ●協定工場視察	12	●白書「下関市の公害」から「下関市の環境」へ改題		
5			9	●友田川環境美化推進協議会設立	11	●環境基本法制定
6	1	●下関市の環境概要報告				
	6	●協定工場視察				
	7	●下関市環境審議会条例制定 ●1社との公害防止協定（諮問）			12	●環境基本計画策定
7	1	●下関市の環境概要報告	4	●菊川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則施行		
	8		8	●綾羅木川環境美化推進協議会設立		
	10		10	●第1回環境教室開催		
	12		12	●下関市環境総合計画推進委員会設置	12	●山口県環境基本条例制定
8	2	●環境総合計画策定状況報告	2 3	●下関宇部地域公害防止計画承認（第5次） ●下関市都市景観条例制定		
	10		10	●大気汚染常時監視システム更新 ●ゴミ回収開始（冷蔵庫のみ） ●下関市率先行動計画策定		
9	1 3	●環境総合計画案報告 ●環境総合計画案報告	1 3 4	●環境通信第1号発行 ●下関市環境総合計画策定 ●豊田町ほたるの里環境保全条例施行 ●新ごみ収集体制導入	6	●環境影響評価法制定 ●地球温暖化防止京都会議開催
	12		12	●第1回ごみ減量10,000人キャンペーン実（豊北町）	12	
10	3	●地球温暖化防止計画案報告	3	●下関市地球温暖化防止計画策定	3	●山口県環境基本計画策定（やまぐち環境創造プラン） ●県庁エコファイア実践プラン策定
	4		4	●環境モニター休止	6	●地球温暖化防止行動アーバム
	6		6	●第1回下関のバーステーションクリーン大作戦の実施	10	●地球温暖化対策推進大綱閣議決定 ●地球温暖化対策の推進に関する法律制定
	10		10	●下関市環境美化条例施行 ●菊川町環境美化条例施行		
	12		12	●豊田町環境美化条例施行 ●豊浦町環境美化条例施行 ●豊北町環境美化条例施行 ●環境家計簿作成	12	●地球温暖化防止推進月間制定 ●山口県環境影響評価条例制定
11	2	●地球温暖化防止対策等報告	3	●下関市緑の基本計画策定	4	●地球温暖化対策に関する基本方針
	6		6	●下関市「わがまちの斜面構想」策定	6	●地球温暖化対策アクション21開始
12	2	●地球温暖化防止対策等報告	3	●環境保全課ームページ開設 ●環境パートナーシップ形成支援事業	1	●ダ付キシ類対策特別措置法施行
	4		4	●豊田町住宅用太陽光発電システム設置資金助成条例施行 ●クリーンセンター響稼働	4	●第2次環境基本計画 ●容器包装リサイクル法完全施行

年	月	下関市環境審議会	月	下関市	月	国及び山口県
12			12	●下関宇部地域公害防止計画同意（第6次）	6	●循環型社会形成推進法公布 ●グリーン購入法公布
13	2	●下関市の環境概要等報告	3	●エネルギー自立式電動アシスト自転車導入事業	1	●環境省発足
6	●下関市の環境概要等報告	4	●豊北町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行	2	●ISO14001認証取得（県）	
10	●「下関市環境基本条例の制定について」（諮問）			4	●家電リサイクル法施行	
11	●「下関市環境基本条例の制定について」審議（全体会2回、部会1回） ●「下関市環境基本条例の制定について」（答申）			5	●食品リサイクル法施行	
				12	●プロト回収破壊法一部施行	
14			3	●下関市環境基本条例施行	1	●県地球温暖化防止活動センター開所
			4	●特例市へ移行 ●機構改革により環境部新設 ●下関市ほたる保護条例施行 ●菊川町ほたる保護条例施行 ●豊田町ほたる保護条例施行 ●豊浦町ほたる保護条例施行 ●豊北町ほたる保護条例施行 ●騒音規制法 ●振動規制法 ●悪臭防止法 →政令市に指定	2	●「環のくらし会議」（第1回）開催
				5	●土壤汚染対策法公布	
				6	●京都議定書批准	
				7	●改正地球温暖化対策推進法公布	
				10	●自動車リサイクル法公布	
				12	●プロト回収破壊法全面施行 ●政府、燃料電池自動車導入	
15	3	●下関市の環境概要報告 下関市環境審議会	1	●ISO14001認証取得	1	●自然再生推進法施行
			3	●豊北町環境基本計画策定		
			4	●下関市リサイクルセンター竣工 ●環境部、下関市リサイクルセンターへ移転		
			6	●豊北町環境基本条例施行 ●環境部機構改革（環境政策課、環境保全課、リーン推進課の3課体制） ●新ごみ収集体制導入 ●下関市リサイクルセンター オーブン		
			9	●株シマノ下関工場よりエネルギー自立式電動アシスト付自転車用として内装8段変速機10式寄贈	7	●木屋川水系森・川・海 水環境ネットワーク協議会設立（木屋川水系生活排水浄化対策協議会より改組）
			10	●環境部ホームページ開設 ●下関市田園環境整備マスターplan策定	10	●環境保全活動・環境教育推進法一部施行 ●全国なぎさシポジウム（於下関市）
16	3	●下関市の環境概要報告	1	●豊田町ISO14001認証取得	3	●第2次やまぐち環境創造プラン
			6	●メールマガジン「しものせき環境メールマガ」配信開始 ●豊田村の里ミュージアムオープning	4	●山口県循環型社会形成推進条例施行
					6	●CO <sub>2</sub> 削減・百万人の環」キャンペーんの実施
	12	●下関市の環境概要報告			7	●自動車リサイクル法施行
17			2	●下関市豊浦郡4町合併	2	●京都議定書発効
			10	●「中核市」に移行 ●瀬戸内海環境保全特別措置法政令市に指定 ●タクシーシン類対策特別措置法政令市に指定 ●特定工場における公害防止組織の整備に関する法律政令市に指定	4	●チームマイナス6%チャレンジ
	12	●平成17年度第1回「下関市環境審議会」の開催	1	●ISO14001認証更新 ●下関・宇部地域公害防止計画同意（第7次）		
18						

—資料編 V 年表 —

年	月	下関市環境審議会	月	下関市	月	国及び山口県
18	5	●平成18年度第1回「下関市環境審議会」の開催	7	●環境行政広域連携協定調印(長門、宇部、山陽小野田、美祢、下関)	3 4	●「山口県地球温暖化対策地域推進計画」の策定 ●第3次環境基本計画
	8	●平成18年度第2回「下関市環境審議会」の開催				
	12	●平成18年度第3回「下関市環境審議会」の開催				
19	2	●平成18年度第4回「下関市環境審議会」の開催 ●「下関市環境基本計画について」(答申)	3 4 6 10	●下関市環境基本計画の策定 ●環境部機構改革(環境政策課、廃棄物対策課、クリーン推進課、環境施設課の4課体制) ●下関市エコ交通推進協議会の設立 ●環境リーダー養成研修スタート	3	●環境やまぐち推進会議
20			3 4 6 7 10	●大気汚染常時監視モニタリングシステム更新 ●下関市環境美化条例改正 ●平成20年度第1回「下関市エコ交通推進協議会」の開催 ●下関市地球温暖化対策実行計画(事業編)の策定 ●下関市地球温暖化対策地域協議会の設立 ●「路上喫煙等禁止地区」指定 ●第4回「東アジア経済交流推進機構環境部会下関会議」の開催	7	●G8北海道洞爺湖サミットの開催
21			1 10	●ISO14001認証更新 ●「2009海ごみサミット下関・長門会議」の開催		
22	11	●平成22年度第1回「下関市環境審議会」の開催	3	●ISO14001認証返上 ●エコマネジメントプランスタート	1	●「チャレンジ25キャンペーン」スタート
23	1 3	●平成22年度第2回「下関市環境審議会」の開催 ●平成22年度第3回「下関市環境審議会」の開催	3 10	●下関市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定 ●下関市ホタル保護条例制定 ●閑門トップ会談 EV充電ネットワーク構築事業開始		
24	1 3	●平成23年度第1回「下関市環境審議会」の開催 ●平成23年度第2回「下関市環境審議会」の開催	11	●EV急速充電設備設置「道の駅北浦海道豊北」	4 7	●第4次環境基本計画 ●固定価格買取り制度(FIT)の開始
25	5 6	●平成25年度第1回「下関市環境審議会」の開催 ●平成25年度第2回「下関市環境審議会」の開催	1 3 7 11	●EV急速充電設備設置「道の駅螢街道西ノ市」 ●EV急速充電設備設置「リサイクルプラザ(下関市環境部)」 ●下関市地球温暖化対策実行計画(事業編)の改正 ●ごみ百科全戸配布 ●EV急速充電設備設置「道の駅きくがわ」	10	●山口県環境基本計画(第3次計画)
26	7 11	●平成26年度第1回「下関市環境審議会」の開催 ●平成26年度第2回「下関市環境審議会」の開催	6	●「2014ほたるサミット下関」の開催	3 8 11	●「Fun to share」スタート ●「山口県地球温暖化対策実行計画」の策定 ●第1回「やまぐち水素成長戦略推進協議会」の開催
27	7	●平成27年度第1回「下関市環境審議会」の開催	4 6	●環境行政広域連携協定に萩市が加入 ●「路上喫煙等禁止区域」の一部変更		

年	月	下関市環境審議会	月	下関市	月	国及び山口県
	10	●平成27年度第2回「下関市環境審議会」の開催				
28	4	●平成28年度第1回「下関市環境審議会」の開催				
	8	●平成28年度第2回「下関市環境審議会」の開催				
	9	●平成28年度第3回「下関市環境審議会」の開催				
	10	●平成28年度第4回「下関市環境審議会」の開催				
	11	●平成28年度第5回「下関市環境審議会」の開催				
29	1	●平成28年度第6回「下関市環境審議会」の開催	3	●下関市環境基本計画の改正		
	2	●平成28年度第7回「下関市環境審議会」の開催				
	3	●平成28年度第8回「下関市環境審議会」の開催				
30	1	●平成29年度第1回「下関市環境審議会」の開催	3	●下関市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改正		
	7	●平成30年度第1回「下関市環境審議会」の開催				
	10	●平成30年度第2回「下関市環境審議会」の開催	11	●「路上喫煙等禁止区域」の一部変更		
31	2	●平成30年度第3回「下関市環境審議会」の開催	3	●下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改正 ●下関市地球温暖化対策地協議会の解散 ●LED防犯灯設置事業補助金終了		
			4	●市長による「COOL CHOICE」宣言への賛同 ●しものせき COOL CHOICE 活性プロジェクト ●しものせきクールしものせきサポート—Club会員スタート		
令和1	5	●令和元年度第1回「下関市環境審議会」の開催 ●令和元年度第2回「下関市環境審議会」の開催	8	●下関市地球温暖化対策実行計画推進協議会の設立		
	11	●令和元年度第3回「下関市環境審議会」の開催 ●令和元年度第4回「下関市環境審議会」の開催				
	12	●令和元年度第5回「下関市環境審議会」の開催				
2			2	●下関市環境美化条例の一部改正 ●EV急速充電設備設置「下関市川棚温泉交流センター」		

## 2 清掃年表

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
明治 22				●公衆便所を市内3か所に設置 (竹崎町、岬之町、阿弥陀寺町)			4	●市制施行、赤間関市となる
24	7	●ごみ処理に関し、市議会調査委員会が改善策提出 ●赤間関市の23町(5,326戸)を7地区に分け、各地区に収集車と人夫を配備し、溜場(1間×1間×1.5間)を設け肥料となる物以外は海中投棄する						
33		●市営によるじん芥処理を開始			●汚物掃除規程の中に下記の定めあり。 第2条 市内の汚物は下記により掃除するものとする。ただし、清潔保持上必要と認めるときは臨時に処理すべし 1. 下水本支管および雨水路隔月1回 2. 下水半円溝毎月1回 3. 下水トラップ毎月1回 第5条 汚物掃除運搬及び処分方は請負人を定めこれを執行せしむるものとす	5	●汚物掃除法に基づき汚物掃除規程を制定し処理体制を整備する	
35							6	●赤間関市を下関市と改称
39	6	●東部焼却場建設（園田町）			●清掃の請負制を直営に切替える			
40	5	●西部焼却場建設（上新地町）						
41		●再び岬之町及び新地町地先より海洋投棄を行う						
大正 5								●山口県令により海上投棄制限区域が定められる。関門海峡東流時は本山岬南端から簗島北端を結んだ線以外 関門海峡西流時は村崎岬西南端から蓋井島南端を結んだ線以外
7					●下水汚泥処理実績 53万貫／年			
10							1	●生野村合併
11		●東部焼却場廃止			●下水汚泥処理実績 120万貫／年			
12			6	●以前は全て農家くみとりであったが、し尿くみとり業者として初の防長衛生社が業務を開始	●下水清掃を衛生課から土木課に移管			
11		●市議会においてじん芥処分調査委員会を設け検討の結果、将来は海洋投棄は廃止する方針とし、浅海域は低没地の埋立処分、又は焼却処分の2方法とするよう定める。 ●後田町道祖峠の民有地(500余坪)を借り受け埋立場とする						
14		●じん芥処分調査委員会(大正12年)の検討結果として ・旧市内を東部(岬之町以東)と西部に区分し、全地区に対し55人の人夫と手車を配し各戸収集とする ・彦島地区は各町の衛生組合に請負させて収集処理する(昭和44年度迄継続) ・長府地区は業者に一括請負す。 ●東部焼却場建設 石谷式自然通風式炉 9基 10,000貫／日						
昭和 2					●公共道路(約65km)の側溝清掃は22人の作業員により25日ごとに実施			

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
昭和 2						●河川の清掃は臨時雇の作業員により春秋2回実施 ●下水汚泥処理実績 250万貫／年		
5				●汚物掃除法の改正により市にし尿の収集義務が生じたが、現実は農家くみとり等により処分される				●汚物掃除法改正
6		●筋ヶ浜に民有地(2,743坪)を借り上げ埋没場設置		●彦島葬儀衛生社がくみとり業務開始				
7		●長府(中屋)焼却場建設 石谷式自然通風式炉 1基 1,200貫／日						
8		●彦島(無者田)焼却場建設。 岩本式自然通風式炉 1基 2,500貫／日		●誠明社がくみとり業務開始		●下水汚泥処理実績 254万貫／年	3	●彦島町合併
11				●江の浦衛生組合がし尿汲取り業務開始				
12		●ごみ収集量(1日平均) 旧市内 約 13,580貫 彦島 約 2,500貫 長府 約 700貫 計 約 16,780貫		●し尿収集状況 ・浄化槽 137戸 6.8日 ・自家処理 1,242戸 30.8石／日 ・くみとり 30,702戸 697.0石／日		●下水汚泥処理実績 224万貫／年	3 11	●長府町合併 ●安岡町合併 ●川中村合併
13				●昭和5年の汚物掃除法改正に伴い、業者運営を改め市営処理計画を決定実施(終戦まで継続) 市営処理要領 ・全町収集区域 塙の浦町以西～伊崎町までの各町 ・一部収集区域 旧塙の浦町及び後田、幡生、武久、東西大坪の各町 ・全町除外区域 棕野町、藤ヶ谷町及び彦島、長府、安岡、川中の各町 手数料 条例による荷数制 終末処理 周辺農家等と供給契約を結びこれに必要な農村貯溜槽を市が築造する。他は海洋投棄する 貯 源 農村貯溜槽の築造費は農業会等に対するふん尿払い下げ代金をもって充て、経常経費は各世帯からの手数料による ●同年までに公衆便所は15ヶ所に設置される				
14				●安岡、川中、武久、棕野、前田等農耕地域 19ヶ所に内務省式密閉多槽し尿貯溜槽を建設し、運搬車5台、借入自動車2台、リヤカー70台、運転手5名、作業員85名により旧市内全域を直営により収集する			5	●小月町合併 ●王司村合併 ●清末村合併 ●吉見村合併 ●勝山村合併
18						●下水汚泥処理実績 152万貫／年		
21		●長府地区のじん芥収集を直営とする		●戦災により収集車両が消失したので、タンク車1台を購入。作業員5名で旧市内東部地区の収集開始。他は全て手車による収集であり、伊崎町岸壁から船積みして海洋投棄する				

—資料編 V 年表 —

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
21				●戦災により公衆便所は7か所となる				
22					●下水汚泥処理実績 19万貫／年			
23		●西部地区じん芥埋立地として長崎町(山陽溜池跡)を使用						
24		●彦島(無者田)焼却場廃止			●失業対策事業の開始により戦災復興作業としてしゅんせつを開始(失業事務所に下水清掃班を組織する)			
25		●西部じん芥埋没場を廃止し、船積みにより一部を王喜地区に肥料として運搬。残りは海洋投棄						
26		●福浦じん芥焼却場の使用開始(民有地借上げによる)						
27		●東部じん芥焼却場老朽化廃止(4月)以後収集じん芥の全量を川中地区垢田県道沿いに埋没 ●旧市内における今までの収集は、一般家庭が作業員1名による手押車収集(収集後はそのまま処分地へ)であり、大口は普通4輪トラック2台による収集を行っていたが、これを改め、1日に馬車20台を借上げ(1台に作業員2名)1日に2往復の作業方式とする	7	●タンク4輪車1台購入 ●竹崎町公衆便所新設				
28				●タンク4輪車1台購入。これにより旧市内西部地区の一部を除き手車によるくみとりを廃止(農村への肥料還元が減少し始める)				
29				●清掃法制定に伴う直営処理に対応するため、タンク4輪車1台、バキューム3輪車を1台購入 ●官公庁、会社、工場等の大口はバキューム車によるくみとりを開始 ●前述のごとく作業能率の向上にもかかわらずくみとり量が暫時増大したので、市の直営収集のみでは応じきれなくなる ●民間業者がふえはじめ旧市内は業者収集が多くなる			8	●豊西村の一部(吉母地区) ●清掃法公布(7月)により下関市清掃条例を制定する ●特別清掃地域を指定する。(山口県告示第850号により除外区域指定)
30		●4輪ダンプ車2台を購入し、今までの馬車による収集をダンプ自動車による収集に変更		●伊崎町岸壁からの船積み(海洋投棄)を廃止。処理は市設貯溜槽32ヶ所共有貯溜槽12ヶ所私設貯溜槽等に貯溜し、農村還元とする		●失業の下水清掃班1個班(約15名)を借り受け、衛生課直轄として三輪車1台により下水汚泥運搬を開始	7	●吉田村合併 ●王喜村合併 11 ●内日村合併
31	8	●垢田埋没場は処理不能により廃止 ●山の田の市有山林を埋没場として使用開始		●し尿くみとりの状況(1日当たり) ・市営くみとり 40,000人 216石 ・私営くみとり 125,383人 694石 ・浄化処 10,572人 58石 ・自家処理 57,703人 317石				

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
31		<ul style="list-style-type: none"> <li>●4輪ダンプ車1台 3輪ダンプ車5台を購入。3輪ダンプ車5台を借上げる</li> <li>●ごみ収集処理状況 (1日当り)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市域 54,770世帯</li> <li>・全排出量 38,339貫</li> <li>・市営処理 26,595世帯 18,175貫</li> <li>・自家処理 28,175世帯 19,718貫</li> </ul> </li> <li>市営により収集したものは5か所の埋没場で処理</li> <li>●収集処理体制           <ul style="list-style-type: none"> <li>・監督及び作業員 113名</li> <li>・トラック 2台</li> <li>・ダンプ 3台</li> <li>・3輪車 16台</li> <li>・手車 52台</li> </ul> </li> </ul>						
32		<ul style="list-style-type: none"> <li>●3輪ダンプ車の借上げ廃止</li> <li>●3輪ダンプ車10台購入</li> <li>●彦島地区を除き全地区を直営による機動力収集とする</li> </ul>		<p>8 ●海洋投棄船2隻(計451石積)の借上げにより玄界灘に投棄開始</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●失対下水班は清掃第3係の指揮下に入り、5班編成による作業を実施</li> <li>●収集体制           <ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬用手押車 16台</li> <li>汚泥運搬車 3輪車 2台</li> <li>大型ダンプ車 1台</li> <li>4輪車 1台</li> <li>・作業員 約100名</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●衛生課を環境衛生課と改称</li> </ul>
33			5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鳥居前公衆便所新設</li> <li>●大和町 "</li> <li>●忌宮 "</li> </ul>				
			7	<ul style="list-style-type: none"> <li>●収集処理体制           <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業員(含運転手)30人</li> <li>・タンク車 4台</li> <li>・パキュー車 1台</li> <li>・投棄船 2隻(230石・120石)</li> <li>・貯溜槽 34か所(15,320石)</li> </ul> </li> </ul>				
				<ul style="list-style-type: none"> <li>旧市内3川中9</li> <li>安岡8吉見2彦島6</li> <li>王司1勝山2長府1</li> <li>清末1小月1</li> </ul>				
34		<ul style="list-style-type: none"> <li>●作業員詰所兼車庫(山の田)完成</li> </ul>						
35	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>●彦島(田の首)じん芥焼却場建設開始</li> </ul>	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>●西部(上新地)作業員詰所完成</li> </ul>				
36	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●彦島じん芥焼却場完成</li> </ul>	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>●堀田高速堆肥化処理場建設開始</li> <li>●市営収集体制           <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型4輪ダンプ車 2台</li> <li>・小型4輪ダンプ車 2台</li> <li>・小型3輪ダンプ車 14台</li> <li>・厨芥用3輪ダンプ車 1台</li> <li>・手車 3台</li> <li>・運転手 一般職 17名 臨時職 3名</li> <li>・作業員 一般職 53名 臨時職 36名</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市営収集体制           <ul style="list-style-type: none"> <li>・4輪タンク車 3台</li> <li>・3輪パキュー車 2台</li> <li>・運転手 一般職 2名 臨時職 3名</li> <li>・作業員 一般職 10名 臨時職 6名</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市営収集体制           <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型4輪車 1台</li> <li>・大型パケットダッブ車 1台</li> <li>・小型3輪ダンプ車 2台</li> <li>・運転手 一般職 4名</li> <li>・作業員 一般職 1名</li> </ul> </li> </ul>	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別清掃地域除外地区の一部変更を行う。(山口県告示第426号による。)これにより特別清掃地域は、27.90km<sup>2</sup>となる</li> </ul>
37								<ul style="list-style-type: none"> <li>●厚生部環境衛生課となる</li> </ul>
38	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高速堆肥化処理場完成 能力 50t/日</li> </ul>	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>●吉見じん芥焼却場建設開始</li> </ul>	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幸町公衆便所新設</li> </ul>		
39					2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●龜山公衆便所新設</li> </ul>		

—資料編 V 年表 —

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
39	3 7	●吉見じん芥焼却場完成 能力 15t/日 × 2 基 ●ステーション方式収集を採用し、同時に収集用機械車を導入	10	●終末処理場（筋ヶ浜公共下水道終末処理場）建設開始 ●し尿くみとり業者に対し汚物（ふん尿）取扱業許可証交付（25 業者）				
40				●終末処理場（筋ヶ浜）に生し尿の一部を投入処理開始				
41	9	●ダストボックスによるクレーン方式収集を採用 ●ロータリーローダ車 1 台を初めて購入 ●堀田清掃工場建設開始	12	●3,600 パル積 4 輪パキューム車を初めて購入 ●筋ヶ浜し尿消化槽の完成により投入開始				●民生部清掃課となる
42	8 10	●高速堆肥化処理場運転中止 ●学生アルバイトによる収集作業を開始。（夏季のみ） ●吉母御崎山市有林を埋没場として使用開始 132,000 パル (96,899.3 m³) ●彦島田の首埋没場埋立完了 ●じん芥収集手数料の徴収委託開始（収集戸数の 65%）		●し尿海洋投入業務（株）玄洋社と委託契約開始	6	●下水清掃用汚泥吸上車 1 台購入 ●季節雇用者による作業の実施	8	●民生部清掃課を清掃事務所と改称。組織換えする
43	3 6	●堀田清掃工場完成 連続燃焼式機械炉 90t／24h × 2 基  ●彦島地区のじん芥収集委託制を一部（第 2 連合会）直営化とする。  ●ゴミポストを市内要所に設置。（約 100 個）	3 4 7	●新竹崎町公衆便所新設 ●吉田公衆便所新設 ●し尿くみとり料金を改定 ●汚物（ふん尿）取扱許可業者 26 社となる  ●市職員によるし尿くみとりモニター制度実施 ●汚物取扱業者に対し収集車 5 台（1 台 1,800 パル）を単位に企業合同するよう申し入れる ●細江町公衆便所新設	3	●失対下水清掃班による作業を打切る	3 4 12	●堀田清掃センター内に作業員詰所完成 ●下関市清掃条例一部改正  ●物干場完成 ●堀田地区に清掃センターを設置し、從来別個にあった業務管理部門の事務所をセンター内に移し、事務管理部門と作業部門の一体化を図る
44		●彦島全地区（第 1.3.4.5 連合会）のごみ収集委託を直営化する ●耐久消費財、粗大ごみ等の計画収集開始 ●じん芥収集手数料の徴収委託率が、93.5%となる	5 10	●関西町公衆便所新設 ●汚物取扱業者 26 社が法人 6 社に統合 ●彦島福浦町の旧農林省動物検疫所跡地に 2 力年計画によりし尿処理場建設工事着手				
45	2 4	●高速堆肥化処理場廃止（条例改正 2 月） ●ごみ収集が委託であった貴船町を直営収集とした。これで下関市のごみ収集は 100% 直営となる	3	●唐戸公衆便所新設 ●し尿処理施設を彦島字畠口に建設。消化方式 80kℓ/日の能力			12	●廃棄物の処理及び清掃に関する法律の公布

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
46	9	●吉母埋没場拡張のために隣接山林を買収(104,091 m³)	5	●王司し尿貯溜槽閉鎖 ●清末新田し尿貯溜槽借上げ ●し尿料金改定に伴うし尿料金問題協議会を設置(会長原田一二外12名)	4	●作業員を季節的雇用から職業安定所経由の日雇労働者に切替える	6	●各自治会から1名宛の清掃協力員制度が発足
			10	●し尿料金改定 ●前田し尿貯溜槽借上げ			9	●廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行令、規則の公布
47	4	●一般家庭のごみ収集料金を無料とする	6	●全市を対象にし尿実態調査実施			4	●廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に伴い市条例を制定
			7	●海洋投入位置(7月末迄)北緯34°03' 東経130°44'以遠の海域(響灘)目標は白島北方3,000m (8月1日~12月31日) 蓋井島灯台より真方位260°距離9,000mの点を中心とする半径2,000mの海域			5	●一般廃棄物の処理を要しない区域の指定 ●全国都市清掃会議中国・四国ブロック協議会を下関市にて開催
48	2	●彦島じん芥焼却場老朽化のため運転休止	2	●海洋投入位置(1月より) 蓋井島灯台より真方位295°距離18カイリの点を中心とする半径2カイリの海域 ●赤間公園に公衆便所施設	4	●下水道清掃業務委託始	4	●一般廃棄物の処理指定変更 ●機構改革により環境部と改称 環境管理課 清掃業務課 清掃施設課 公害調整課 公害規制課
	6	●施設撤去						
49	1	●吉母第2埋没場使用開始 440,000L(128,004 m³)	2	●海洋投入位置(2月15日より) 北緯35°39'30" 東経130°35'00" 北緯35°38'00" 東経130°38'50" 北緯35°29'30" 東経130°32'30" 北緯35°31'00" 東経130°29'30" 以上4点で囲まれる海域内  ●竹崎町・幸町・関西町公衆便所に身障者用便所を新設				
	10	●堀田清掃工場自動化運転開始	11	●大坪公衆便所新設 ●し尿料金改定				
50	7	●トラックコンパクター購入	9	●海洋投入位置(9月1日より) 北緯35°40'00" 東経130°40'00" を中心とする半径5カイリの円内海域			3	●環境保全条例制定
51		●奥山清掃工場(仮称)計画用地取得						

—資料編 V 年表 —

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
51	4	●ダストボックスによるクレーン方式収集廃止	4	●し尿浄化槽の設置等に関する指導要綱施行 6 ●し尿処理実態調査実施 11 ●し尿料金改定	4	●街路美化業務委託開始 ●下関駅前地下道(西口) ●清掃業務委託開始	10	●一般廃棄物の処理を要しない区域の指定変更 六連島、船島、蓋井島、満珠、干珠
52	3	●中継業務開始	4	●功山寺公衆便所新設	4	●下関駅前地下道(東口)清掃業務委託開始		●清掃工場関連事業として上井田会館完成
	6	●ブルドーザー購入 D85A-12						
	10	●吉母埋没場隣接地取得 34,587.16 m <sup>2</sup> ●奥山清掃工場(仮称)機種決定						
53		●奥山清掃工場(仮称)工場整地工事着手 ●同上本体工事着手	2	●新竹崎町公衆便所建替え			4	●公園緑地課から公衆便所 24箇所管理委託
	7	●分別収集試行開始	6	●し尿処理実態調査実施			10	●主要バス停にごみかご設置 収集開始
	12	●ごみ処理施設の名称変更。 ・環境センター堺田工場 ・環境センター吉見工場 ・環境センター奥山工場 ・環境センター吉母管理場	11	●し尿料金改定 ●し尿関係施設の名称変更 ・環境センター彦島工場 ・環境センター筋ヶ浜事業所 ・環境センター大和町事業所				
54	3	●ごみ収集車無線整備。	2	●六連島公衆便所新設	4	●山の田地下道・新下関駅前広場清掃業務委託開始		
55	5	●環境センター吉見工場休止	3	●覚苑寺公衆便所新設				
	8	●環境センター奥山工場完成 連続燃焼式機械炉 150t／24h×1基 粗大ごみ破碎施設 50t／5h×1基	4	●環境センター彦島工場の業務を下水道部へ移管				
			6	●し尿処理実態調査実施				
			11	●し尿料金改定			10	●散在性廃棄物対策事業開始
56	7	●ローターショベル 977L 更新 ●第一埋没場再利用	3	●貴船公衆便所新設 ●山の田 1号公衆便所新設			4	●再資源化推進事業奨励金制度開始
	11							
57	1	●分別収集開始 大型ごみと同時収集 ●大型ごみ収集回数 年 6回 年 12回	3	●筋ヶ浜事業所し尿投入中止			8	●「身近な環境をきれいにする運動」開始
	2		6	●し尿処理実態調査実施				
	9		11	●し尿料金改定				
58	8	●環境センター吉母管理場地 先海面埋没場建設事業着手 (3ヶ年継続事業) ●吉見工場解体		●長府宮崎町公衆便所新設			6	●「環境美化行動の日」開始
			12	●清末甚兵衛啓し尿貯溜用地 管財課へ移管			9	●ごみゼロ運動開始

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
60	6	●吉見工場用地保護課へ移管 ●環境センター奥山工場増設工事着手	5	●安岡上げ大敵し尿貯溜用地管財課・道路課へ移管				
			10	●吉母公衆便所新設			10	●浄化槽の保守点検業者の登録等に関する条例制定
61	3	●ワーショベル MS300-8 購入						
	4	●環境センター吉母管理場地先海面埋没場建設事業完成使用開始 ●同上浸出液処理施設運転開始	6	●し尿処理実態調査				
			7	●延行法寂寺し尿貯溜用地管財課へ移管				
62	6	●環境センター奥山工場 150t 炉ボイラー及び関連機器設置工事着手					6	●日本列島クリーン作戦開始
	8	●環境センター奥山工場増設工事完成						
			11	●し尿料金改定				
63	2	●ごみ破碎圧縮車更新	1	●長府宮ノ内公衆便所新設				
	3	●環境センター奥山工場 150 t 炉ボイラー及び関連機器設置工事完成 ●環境センター堀田工場焼却炉廃止	6	●し尿処理実態調査				
			11	●し尿料金改定				
平成1	4	●ごみ処理手数料改定					5	●全国都市清掃会議中国・四国ブロック協議会を下関市にて開催
			6	●し尿処理実態調査				
			11	●し尿料金改定				
2			3	●彦島本村町公衆便所新設			3	●清掃工場関連事業として小野町公会堂完成
	7	●ブルドーザーD85A 購入						
3			10	●石原貯溜槽改築			10	●余熱利用施設(温水プール)建設事業着手(4ヶ年継続事業) ●再生資源の利用の促進に関する法律施行
4		●クリーンボックスを市内要所に 30 基設置	3	●長府宮ノ内公衆便所増築、竹崎町公衆便所改築			4	●機構改革 環境衛生課 環境保全課 環境部に属する出先機関 下関市環境センター業務課 施設課 ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
			11	●し尿料金改定 ●幸町公衆便所改築			7	
5			3	●生野町公衆便所新設 ●功山寺公衆便所改築			3	●下関市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱制定
	7	●ドーザーショベル購入						
	8	●分別ごみ選別ベルトコンベア購入						
6			3	●忌宮公衆便所改築			3	●余熱利用施設ふれあい健康ランド完成
	4	●ごみ処理手数料改定						
7			3	●関西町公衆便所改築			6	●容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布
	9	●環境センター奥山工場粗大ごみ前処理施設設置工事着手					7	●廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行
8	3	●環境センター奥山工場粗大ごみ前処理施設設置工事完成	3	●彦島広場公園公衆便所改築			9	●廃棄物減量等推進審議会設立

—資料編 V 年表 —

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
8			4	●し尿料金改定			4	●機構改革により市民部の一部と環境部を統合、生活環境部とし、また環境衛生課庶務係と計画係を管理係、ごみダイエット係に組織変更 ●廃棄物減量等推進審議会により最終答申
9	2	●ペットボトル減容機購入	1	●海洋投入位置 1月1日より北緯 35° 55' 東経 131° 15'			4	●容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行
4	4	●ごみ処理手数料改定	2	●赤間公衆便所改築			8	●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部を改正する法律施行
6	6	●新分別収集開始 透明ごみ袋 粗大ごみ等有料戸別収集	4	●し尿料金改定			12	●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部を改正する法律施行
11	11	●フロンガス採集車小型貨物車(ハーネゲート付き)寄贈される						
10	4	●ガラス破碎車無償貸与される	3	●細江町公衆便所改築			4	●全国都市清掃会議中国・四国ブロック協議会を下関市にて開催
6	6	●ハーネゲート SD25-1 購入					6	●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部を改正する法律施行(6月、12月)
7	7	●分別処理施設改良工事完成					7	●下関市ごみダイエット・リサイクル推進店制度制定
8	8	●フォークリフト FD25-1 購入					10	●下関市環境美化条例施行
12	12	●環境センター奥山工場 220t 炉ダイオキシン対策工事着手 (11年度も継続)						
11	3	●覚苑寺公衆便所改修	11	●東駅ポケットパーク公衆便所県より譲渡			3	●廃棄物減量等推進審議会より下関市一般廃棄物処理基本計画についての答申を得る
	6						6	●ごみ処理施設整備推進のため新環境センター建設推進室を設置
	9						9	●台風 18 号に伴う高潮のため確災ごみが大量に発生
12	3	●環境センター奥山工場 220t 炉ダイオキシン対策工事完了					4	●「下関市産業廃棄物処理監視パトロール班」の設置
6	6	●環境センター奥山工場 180t 炉建設工事着手					6	●廃棄物不法投棄に関する郵便局と下関市の協力に係る協定締結
	11						11	●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部を改正する法律施行 ●廃棄物減量等推進審議会より特定家庭用機器再商品化法施行に伴う収集体制の変更等について最終答申を得る
13	1	●粗大ごみ等受付システム導入。同時にインターネットによる受付も開始			4	●山の田地下道・下関駅前地下道清掃業務委託建設省へ移管	4	●特定家庭用機器再商品化法施行
	9	●リサイクルプラザ建設工事着手						
14	3	●福江し尿貯留槽を林口し尿貯留槽と統合し使用休止					4	●機構改革により生活環境部を市民部と環境部に分割
	5						5	●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行
	7						7	●廃棄物減量等推進審議会よりリサイクルプラザの建設に伴うごみ処理体制の変更等についての答申を得る

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
	11	●環境センター奥山工場 180t 炉建設工事完了					7	●使用済自動車の再資源化等 に関する法律公布
15	6	●下関市リサイクルプラザ建設 工事完了 ●新分別収集開始 10 分別収集実施有料指定ごみ 袋制導入					4	●環境部新庁舎業務開始 ●機構改革 環境部 環境政策課 環境保全課 クリーン推進課 10 ●家庭系パソコンのメーカー自 主回収制度開始
16					4	●新下関駅前広場清掃務委託 を他課へ移管	3	●廃棄物減量等推進審議会より 下関市一般廃棄物処理基本計 画についての答申を得る
							8	●浄化槽汚泥等処理施設整備 推進のため浄化槽汚泥等処理 施設建設推進室を設置
17	2	●家庭系パソコンのメーカー自 主回収に伴いパソコンの収集、 受入を中止			3	●全ての下水路の清掃業務を 各施設・道路の主管課に移管。 下水路の清掃務を廃止	1	●廃棄物減量等推進審議会より 事業系一般廃棄物の処理方法 についての答申を得る
			6	●し尿処理実態調査			2	●下関市、菊川町、豊田町、豊 浦町、豊北町が合併し、新「下關 市」発足 ●合併に伴い、「クリーン推進 員」を「クリーンアップ推進員」に 名称変更
	10	●資源ごみの手数料料金改定	8	●浄化槽汚泥等処理施設 建設工事着手				
			12	●林口し尿貯留槽使用休止				
18	1	●自己搬入時のごみ処理手数 料改定	4	●ナイスビューパーク公衆便所 県より譲渡				
	4	●燃やせるごみの手数料料金 改定	5	●し尿処理実態調査			6	●一般廃棄物処理基本計画に について諮詢
							12	●下関市放置自動車の発生の 防止及び適正な処理に関する条 例の制定
19	4	●自己搬入時のごみ処理 手数料改定 ●吉母管理場における搬入物の 選択業務等の民間委託による拡 充(最終処分場の延命化及び資 源の再利用推進)	1	●海洋投入処分終了			4	●機構改革 環境部 環境政策課 廃棄物対策課 クリーン推進課 環境施設課 ●全国都市清掃会議中国・四国 ブロック協議会の総会を下関市 にて開催
			2	●彦島工場供用開始			12	●廃棄物減量等推進審議会より 一般廃棄物処理基本計画につ いて答申を得る
			3	●彦島工場竣工				
			4	●大和町事業所廃止				
				4	●し尿の一部委託収集開始			
20							4	●機構改革 環境部 環境政策課 廃棄物対策課 クリーン推進課 環境施設課 ●全国都市清掃会議中国・四国 ブロック協議会の総会を下関市 にて開催
	9	●クリーンセンター響ごみ運搬 中継施設工事着手	4	●旧下関市内全域でし尿の全部 委託収集開始			2	●一般廃棄物処理基本計画策定
							4	●下関市環境美化条例の一部 改正
							5	●しものせき美化美化(ぴかぴ か)大作戦開始
21	3	●クリーンセンター響ごみ運搬 中継施設工事完了					1	●容器包装廃棄物の削減への 取組に関する協定締結
	4	●ごみ処理体制の統一						

—資料編 V 年表 —

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
		●旧下関市の一資源ごみ収集委託開始(プラ、ペット 40%)	9	●下関市長・長門市長の間で豊浦・大津環境浄化組合の解散方針を確認			8	●一般廃棄物の減量及び処理に関する事項について諮詢
22	4	●旧下関市の一資源ごみ収集委託拡大(プラ、ペット 60%)	4	●し尿手数料一部改定(仮設トイレ)			2	●廃棄物減量等推進審議会より、有料指定ごみ袋制についての答申を得る
							11	●下関市次期一般廃棄物最終処分場整備検討専門委員会より、現処分場の使用可能期間の延長に関することについての答申を得る ●廃棄物減量等推進審議会より、最終処分場の延命化、事業系一般廃棄物の3R対策について最終答申を得る
23	4	●産業廃棄物処理費用改定 ●ごみ処理手数料一部改定(収集ごみ) ●旧下関市の一資源ごみの完全民間委託化(プラ、ペット)					2	●下関市ごみ焼却施設整備検討委員会より、次期ごみ焼却施設の整備計画についての答申を得る
	5	●吉母管理場直接搬入受付開始(受付管理業務民間委託) ●奥山工場、吉母管理場及びクリーンセンター響のごみ搬入受付時間変更					7	●下関市次期一般廃棄物最終処分場整備検討専門委員会より次期一般廃棄物最終処分場の建設、整備等についての最終答申を得る
	9	●ごみ処理手数料の証紙化導入 ●燃やせないごみ用指定ごみ袋の導入						
24	3	●粗大ごみ等の申し込みに携帯電話・スマートホンからのインターネット追加	1	●長府駅前公衆トイレ新設			2	●一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて諮詢
			8	●下関駅公衆トイレ新設				
25	2	●奥山工場焼却主灰の一部のセメント原料化処理業務を委託開始 ●奥山工場プラズマ式灰溶融炉廃止					2	●一般廃棄物処理基本計画中間見直しについて答申を得る
	4	●菊川地区のごみ収集の完全民間委託化					3	●一般廃棄物処理計画策定(後期計画)
	8	●奥山工場余剰電力の売電開始						
	9	●奥山工場 170 t 炉建設工事着手						
	11	●昆沙の鼻公園周辺用地買収 34,801 m <sup>2</sup>						
26	1	●環境省公募の平成 25 年度「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」(第三次再資源化事業者提案型)に参加(3月 20 日まで) ●リサイクルプラザ啓発棟、クリーンセンター響、吉母管理場及び奥山工場の受付に、使用済小型電子機器等のうち、特定対象品目の全部又は一部を対象とした無料回収ボックスを設置						

年	月	じん芥	月	し尿	月	下水路	月	その他
	4	●パーソナルコンピューターのボックス回収開始 ●次期最終処分場(吉母管理場)整備開始 ●旧下関市の燃やせるごみ収集委託開始(14%) ●旧下関市のお部資源ごみ収集委託拡大(古紙 23%)	4	●し尿手数料一部改定				
	5	●長府城下町かわや寄贈						
27	3	●クリーンセンター響廃焼却炉煙突解体	6	●唐戸公衆便所建替え				
	8	●奥山工場飛灰のセメント原料化処理業務を委託開始						
	11	●奥山工場 220 t 炉ごみ搬入停止						
28	3	●奥山工場 170 t 炉建設工事完了	12	●下関市長・長門市長の間で「豊浦・大津環境浄化組合の解散並びに解散に伴う財産処分及び事務継承に関する協議書」締結			4	●全国都市清掃会議中国・四国地区協議会の総会を下関市にて開催
			3	●豊浦大津衛生センターを廃止し、し尿処理体制を一元化 ●豊浦・大津環境浄化組合解散			9	●一般廃棄物処理基本計画の策定について、廃棄物減量等推進審議会に諮問
			4	●豊北中継貯留槽のし尿及び浄化槽汚泥を彦島工場で処理開始			9	●豊浦大津環境浄化組合決算議決
30	2	●クリーンセンター響破碎機更新	2	●旧豊浦大津衛生センター焼却炉解体			3	●一般廃棄物処理基本計画について答申を得る ●一般廃棄物処理基本計画策定 ●災害廃棄物処理計画策定
	3	●奥山工場焼却施設 220 t 炉解体	3	●彦島工場計量システム更新			10	●使用済小型家電に係る福祉連携協定を締結
	4	●奥山工場ストックヤード完成 ●奥山工場回転式破碎機更新 ●吉母管理場新管理道完成 ●奥山工場受付業務委託化						
令和1	5	●奥山工場一部包括委託化(運転、受付、薬剤等)	10	●新豊北中継貯留槽及び管理棟完成に伴い供用開始			10	●食品ロスの削減の推進に関する法律施行
	10	●クリーンセンター響受付業務委託化						
令和2	4	●有害ごみの一部変更(廃エアゾール製品、小型充電式電池を追加)						



